

# 島根県建設キャリアアップシステム活用推進工事(総合評価) 実施要領

## 1 目的

公共工事の品質を確保するためには、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠であることから、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)の活用を促し、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保・育成に配慮することが求められている。

本要領は、総合評価方式で発注する「CCUS活用推進工事」(以下「推進工事」という。)の実施にあたり必要な事項を定めたものである。

## 2 用語の定義

- (1)「CCUS」とは、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組みをいう。システムの運営主体は、(一財)建設業振興基金である。
- (2)「下請事業者」とは、建設業法第2条第5項に規定する下請負人をいう。
- (3)「技能者」とは、元請事業者及び下請事業者の現場従事者をいう。
- (4)「事業者登録」とは、CCUSに事業者を登録することをいう。
- (5)「技能者登録」とは、CCUSに技能者を登録することをいう。
- (6)「カードリーダー」とは、CCUSに対応したICカードリーダーをいう。
- (7)「現場利用料(カードタッチ費用)」とは、CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数(カードタッチ)毎に発生する料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払いを行う費用をいう。
- (8)「就業履歴数」とは、CCUSカードのカードリーダーへのタッチ等により工事現場への入場について就業履歴を登録された数をいう。

## 3 推進工事の対象

島根県農林水産部及び土木部が所管する工事を対象とする。

なお、総務部及び防災部が所管する工事においても対象とすることができる。

## 4 推進工事の実施方法

### (1)入札事務手続き

(ア)入札公告の所定位置に「CCUS活用推進工事」と明示する。

(イ)「特記仕様書」に別紙事項を追加する。(別紙〈特記仕様書記載例〉参照)

## 5 総合評価方式の加点について

総合評価方式の入札において、推進工事の対象とした当該工事現場で、「CCUSの活用」を確約した場合に技術評価点に加点する。

技術資料の提出時に誓約書の提出を求めるものとする。

詳細については、当該工事の入札説明書を参照すること。

### (1)「CCUSの活用」の確約の内容

受注者が、以下の活用項目について、確約した場合に加点する。

活用項目	基準
①事業者登録	元請事業者。下請事業者の登録は問わない。
②技能者登録	1名以上の技能者の登録
③現場登録	当該現場の登録
④就業履歴の蓄積	1回以上の就業履歴数の蓄積

⑤現場へカードリーダー等の設置	当該現場での設置
-----------------	----------

※既に事業者登録や技能者登録を終えている場合は①、②の条件は満たしているものとする。

## (2)「CCUSの活用」の確約の確認

「CCUSの活用」を確約した受注者は、5(1)に掲げる基準を達成したことを証明するため、工事完成後に証明書類(システムから出力した帳票「現場・契約情報」など)を発注者へ提出し、確認を受けるものとする。

なお、総合評価方式において加点されたにもかかわらず、基準を達成しなかった場合は工事成績評定で減点するものとする。

## 6 「CCUSの活用」にかかる費用(土木部所管事業のみ対象)

5(2)に掲げる確約が確認できた場合、カードリーダー設置費用(新規購入分)及び現場利用料については、工事請負費率の対象とし、以下のとおり、支出実績に基づき精算変更できるものとする。ただし、他の助成金等を利用する場合は対象外とする。

現場管理費として積み上げ計上し、諸経費については、全て対象外とする。

なお、受注者が費用を請求する場合は、精算変更までに特記仕様書に添付する工事打合簿(記載例)により発注者に協議すること。

### (1)カードリーダー設置費用等

購入を証明する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、支出実績に基づき費用を次のとおり計上する。

カードリーダーまたは顔認証型リーダー			カードリーダー以外の機器 (パソコン、タブレット等)	通信費
OS	単価 (円/台)	上限台数 (台/工事)		
Windows	1万円(税抜)を上限	2	計上しない	計上しない
iOS	3万円(税抜)を上限			

施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、2台を上回る費用を計上することができるものとする。

なお、CCUSの継続的な活用の観点から、リースの場合は費用計上しない。また、耐用年数(4年)が経過するまで適切に管理すること。

### (2)現場利用料(カードタッチ費用)

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、計上することができるものとする。

なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、(一財)建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

## 7 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議して定めるものとする。

## 8 附則

この要領は、令和4年8月1日以降に入札公告する工事から適用する。

<特記仕様書記載例>

## CCUS活用推進工事に関する特記仕様書

本工事は、『CCUS活用推進工事』（以下「推進工事」という。）の対象工事である。工事の実施にあたっては、本特記仕様書によるほか、島根県建設キャリアアップシステム活用推進工事(総合評価)実施要領(以下「実施要領」という。)による。

### 1 総合評価方式入札において、「CCUSの活用」を確約した場合について

総合評価方式入札において、当該工事現場で「CCUSの活用」を確約し、技術評価点で加点された受注者は、下表に掲げる基準を達成したことを証明するため、工事完成後に証明書類(システムから出力した帳票「現場・契約情報」など)を発注者へ提出し、確認を受けるものとする。

正当な理由がなく基準を達成しなかった場合、総合評価方式の加算点の満点に相当する点を限度として工事成績評定で減点するものとする。

#### 「CCUSの活用」の確約の内容

活用項目	基準
①事業者登録	元請事業者。下請事業者の登録は問わない。
②技能者登録	1名以上の技能者の登録
③現場登録	当該現場の登録
④就業履歴の蓄積	1回以上の就業履歴数の蓄積
⑤現場へカードリーダー等の設置	当該現場での設置

※既に事業者登録や技能者登録を終えている場合は①、②の条件は満たしているものとする。

### 2 「CCUSの活用」にかかる費用（土木部所管事業のみ対象）

1に掲げる確約が確認できた場合、カードリーダー設置費用(新規購入分)及び現場利用料については、工事請負費率の対象とし、以下のとおり、支出実績に基づき精算変更できるものとする。ただし、他の助成金等を利用する場合は対象外とする。

現場管理費として積み上げ計上し、諸経費については、全て対象外とする。

なお、受注者が費用を請求する場合は、精算変更までに別に添付する工事打合簿(記載例)により発注者に協議すること。

#### (1)カードリーダー設置費用等

購入を証明する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、支出実績に基づき費用を次のとおり計上する。

カードリーダーまたは顔認証型リーダー			カードリーダー以外の機器 (パソコン、タブレット等)	通信費
OS	単価 (円/台)	上限台数 (台/工事)		
Windows	1万円(税抜)を上限	2	計上しない	計上しない
iOS	3万円(税抜)を上限			

施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、2台を上回る費用を計上することができるものとする。

なお、CCUSの継続的な活用の観点から、リースの場合は、費用は計上しない。また、耐用年数(4年)が経過するまで適切に管理すること。

#### (2)現場利用料(カードタッチ費用)

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、計上することができるものとする。

なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、(一財)建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

### 3 その他

(1)本特記仕様書及び実施要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議して定めるものとする。

(2)CCUSへの登録及びシステム操作等に関する問合せ等は、管理主体の一般財団法人建設業振興基金に直接行うこと。

建設キャリアアップシステム活用推進工事 工事打合簿（記載例）

様式第52号

工 事 打 合 簿

発議者氏名		発議年月日	令和 年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
工事名		受注者	
(内容) (例) 「CCUS活用」にかかる費用について 建設キャリアアップシステムの活用に伴う下記費用を請求しますので、現場での使用実績および支払実績等の分かる資料を添えて提出します。  1. カードリーダー設置費用 請求額：10,000円（税抜き） 証明書類：①設置状況写真 ②購入を証明する領収書  2. 現場利用料（カードタッチ費用） 請求額：30,000円（税抜き） 証明書類：当該現場に係る現場利用料の明細がわかる資料  <div style="text-align: right;">添付図 葉、その他添付図書</div>			
処 理 ・ 回 答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理します。 <input type="checkbox"/> 確認した。 <input type="checkbox"/> その他（ ） <div style="text-align: right;">令和 年 月 日</div>	
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告します。 <input type="checkbox"/> その他（ ） <div style="text-align: right;">令和 年 月 日</div>	
	条件		

※1 段階確認の場合は、（種別・細別・確認項目・確認日）等を内容欄等に記載する。

※2 材料確認の場合は、（材料名・品質規格・単位・数量）等を内容欄等に記載する。

総括 監督員	主任 監督員	監督員	現場 技術員	現場 代理人	主任 (監理) 技術者